



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 福 井 コ ン プ ュ ー タ 株 式 会 社
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 眞
(コード番号：9790 東証第二部)
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 落野 勝
TEL 0776-53-9200

内部統制システムの基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 10 日の取締役会において、内部統制システムの基本方針について下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 職務執行の基本方針

当社では、経営理念がすべての役員（取締役、監査役またはこれらに準ずるものを言います）及び従業員（社員、契約社員、派遣社員等またはこれらに準ずるものを言います）の職務執行にあたっての基本方針となっております。

この経営理念は、「全員経営についての考え方」、「商品を開発するための考え方」、「商品を販売するための考え方」の3項から成っており、社員の立場、顧客の立場、販売店の立場と常に「相手の立場に立つ」という考え方に基づいております。中でも、以下の全員経営についての考え方では、より具体的に行動の指針を示しております。

【経営理念】 全員経営についての考え方

会社は全社員によって経営されるという考え方である。

全社員が、自分達が会社の経営に深く関与しているという自覚を持ち、積極的に会社全体の方針を理解し、それぞれの立場に立ち、与えられた任務を全うしなければならない。そのためには、

(1) 全社員は

自覚的モラルを身につける

常に見識を広め、自己研鑽を行う

仕事を効果的に行うための知識を修得し、技能を身につける

自分の部署だけではなく、会社全体の立場に立って、ものを考える考え方を身につける

(2) 幹部は

職務上、指導的な立場であることは勿論、人間的にも指導的な立場に立てるよう努力すること（人間的に指導的な立場とは、役職によるのではなく、人間的な魅力によって人を引きつけ導いていくことである）

部下の失敗を責めるのではなく、一緒にその原因について考え、部下の失敗は自分の責任であるという厳しさを持つこと

部下の悩みや苦しみを理解することができる優しさを持つこと

(3) 会社は以下のことを保証する

全社員のプライドと人格

会社の全てを知り、自由にものが言えること

自己の能力を生かした仕事ができ、責任が与えられること

生活に必要な賃金

努力が認められ、報いられること

会社の発展が自分達の利益に確実に結びついていることを身をもって知ることができること

2. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的とし、コンプライアンス委員会を設置する。委員会では、「コンプライアンス規程」に基づき、社員に対する法律遵守意識、倫理意識の普及、啓発を推進する。

取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について決定するとともに、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。

監査役会は、監査室及び会計監査人と連携を図りながら、内部統制システムの運用において、特に法令及び定款上問題がないかを監査する。

また、当社は、通報制度を設け、取締役及び従業員が法律違反行為を発見した場合は、速やかに総務部、監査室等に通報することを定める。会社は、匿名の通報も受け付けるものとし、通報者のプライバシーに十分配慮する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、経営会議その他の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報を記録、保存、管理し、必要により関係者が閲覧できる体制をとる。

また、当社の情報資産を、故意、偶然の区別なく、改ざん、破壊、漏洩から保護すべく、その管理策をまとめた「情報セキュリティポリシー」を策定し、情報セキュリティの維持に努める。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に防止する策を講じるとともに、万一重大事象が発生した場合に会社が被る損失または不利益を最小化する体制の構築を目的に「リスク管理規程」を作成する。また、「リスク管理規程」に基づき、リスクの洗い出し、評価、予防策の検討等を行うことを目的にリスク管理委員会を設置する。

取締役及び従業員は、リスクの発生及び予測されるリスクに変化があった場合、リスク管理委員会に通知することを定める。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行状況の監督及び確認について、毎月1回開催される定例の取締役会において、重要事項の審議及び決定等と合わせて行う。

なお、当社は執行役員制度を導入しており、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の意思決定を迅速に行い、効率化を図るために、執行役員が出席する経営会議を取締役会開催前に毎月行う。

6. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営に対して適切な管理を行う。

子会社に対しては、監査室が定期的に監査を実施するとともに、監査役は必要に応じて監査を行うこととする。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査室は、監査役会との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

8. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務を求められた従業員は、求められた業務について、取締役、監査室長の管轄外とし、指揮命令を受けないこととする。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、会社の目的の範囲外となる行為、その他法令または定款に違反する行為により、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、法令及び「監査役会規程」ならびに「監査役監査規程」に基づき、直ちに監査役に報告する。

監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、稟議書他業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は取締役及び従業員に説明を求めることとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、各業務担当取締役及び各業務における重要な従業員と個別ヒヤリングの機会を設ける。また、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

以 上